

尾張旭市監査公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づき実施した随時監査（工事監査）の結果を、同条第9項の規定により公表します。

平成30年3月30日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 若 杉 孝 司

工事監査報告書

1 監査の種類

地方自治法第199条第5項に基づく随時監査（工事監査）

2 監査の対象

(1) 工事名

霞ヶ丘線整備工事（3・4・527 都市計画道路霞ヶ丘線）

(2) 工事場所

尾張旭市霞ヶ丘町地内

(3) 請負金額

374,802,120 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 27,763,120 円）

(4) 工事請負業者

T S U C H I Y A株式会社 名古屋支社

(5) 設計及び工事監理

ア 設計 中日本建設コンサルタント株式会社

イ 工事監理 都市整備部都市整備課

(6) 工期

平成29年7月3日から平成30年12月17日まで

(7) 工事概要

霞ヶ丘線は、東部の都市計画道路瀬戸新居線と一体となり、瀬戸市から名古屋市を結ぶなど、広域ネットワークを担う幹線道路として位置づけられており、未整備区間は当該事業区間のみとなっている。

今回の整備により、広域の移動の円滑化や主要幹線道路の渋滞解消及び安全な歩行空間の確保を図ることを目的としている。

工事内容

施工延長 L=905 m

側溝工 L=3,614 m

縁石工 L=1,585 m

車道舗装工（t=5, 5, 25, 30） A=6.770 m²

歩道舗装工（t=4, 10, 5） A=4.470 m²

(8) 進捗状況（平成30年1月末現在）

計画出来高 28.1% 実施出来高 19.0%

3 監査対象課

都市整備部都市整備課

4 監査の期間

平成 29 年 12 月 22 日から平成 30 年 2 月 8 日まで

5 監査方法

本監査は、技術的観点からの監査を主眼としているため、公益社団法人大阪技術振興協会に工事技術調査業務を委託し、技術士の派遣を得て、当該工事の執行に係る設計図書等の審査及び現場での実地調査を実施するとともに関係職員等からの説明を受けて行った。

6 監査結果

工事の施行は、おおむね適正に処理されていると認められたが、その中で次のとおり留意事項及び要望事項があげられるので、参考とされたい。

(1) 検査関係について

施工計画に記載した品質管理項目

ア L型擁壁工の設計構造仕様と二次製品L型擁壁の構造計算書を添付し、製品の適切性を確認すること。

イ L型擁壁工の施工床敷の地耐力試験（平板載荷試験）の写真を報告書に添付させること。

ウ 「工法規定方式」で土厚32cm巻出しから10tタイヤローラー8回転圧で締固め度90%以上を確認していた。実施工において、この施工法の徹底を指導されたい。

(2) 建設廃棄物処理に関する書類について

現場内のアスファルトガラは産業廃棄物であり、作業敷地は一時保管場所となる。所定の「法定標示看板」を掲示するよう指導されたい。

(3) 現場施工状況調査における所見について

ア 仮設歩道（東名高速側）を設置している。第三者が、夜間通行する場合もあり、照明及び単管クランプカバー等で養生し、第三者への怪我なきよう安全対策を行って頂きたい。

イ 名古屋鉄道本線との近接箇所での伐採作業がある。夜間の列車運行のない時の作業となる。夜間でもあり手元が見えにくい。事前作業手順を徹底し、作業員へ周知徹底するよう指導されたい。

ウ 建設業法等による工事現場掲示物「愛知県現場必携 1-13 (5)」より、請負業者への指導徹底をお願いする。（掲示物には、「公衆の見やすい位置」「関係労働者の見やすい位置」の別がある）

(4) 技術調査全般について

当全工事を通じて、各種届出書や施工計画など、工事着手からの書類は整備されていた。

本格工事に至るまでの調整（電柱移動、支障物件移設）等、工程が読めない付帯工調整が多く発生している。また、名古屋鉄道との近接箇所もあり、工事関係調整に苦慮されていることが伺い知れた。

今後、竣工まで、より徹底した安全管理が求められ、第三者及び一般交通、周辺環境等への配慮及び安全を重点指導されたい。